

令和3年(2021年)5月17日

保護者 各位

小樽明峰高等学校

校長 石澤 隆一

緊急事態宣言における対応について(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき心より感謝申し上げます。

政府から北海道に「緊急事態宣言」が発令されました。道内では「医療非常事態宣言」が発令され、新型コロナウイルス(変異株を含む)感染状況が厳しい地区として、札幌を含む石狩管内の市町村、小樽市、旭川市が「特定措置区域」に指定されました。

本校は、札幌圏から通学する生徒もおり、生徒の健康・安全を最優先する観点から、これまでの感染対策を継続し、下記の通り授業等の体制を図ってまいります。

保護者の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 感染防止の徹底について

感染拡大に伴い変異株も確認される現状です。有効措置として、これまで同様に健康観察、マスク着用、手洗い及び手指消毒、黙食など基本的な対策を徹底します。

また、発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えるようご家族でもあらためてご指導ください。

2. 緊急事態措置【期間:令和3年5月16日(日)～5月31日(月)まで】

- (1) 本校は、地域の感染状況を踏まえ、生徒及び教職員の健康と安全を考慮し、措置期間中の授業を基本的に3時間授業(12時20分終了)とします。時間割については今後、生徒を通して連絡いたします。
- (2) 登校時間は通常通り(9時30分)とし、授業終了後は昼食をとらずに下校します。部活動、生徒会・進路活動に関わる生徒はすべて、16時までに完全下校します。
- (3) 措置期間中の部活動は原則として休止します。ただし、期間中の春季大会、高体連・高文連大会等の主要な大会については、中止にならない限り、生徒の大切な活動機会と判断し、大会参加及び大会に向けた練習を認めます。ただし、他校との練習試合・合同練習を禁止します。マスク着用・手指消毒などの感染対策、活動場所の消毒、健康観察の記録については、これまで通り徹底します。
- (4) 6月以降の授業体制及び部活動を含む教育活動については、今後の感染状況を踏まえて判断していきます。決定次第、ご連絡いたします。